

合理的配慮が必要な人の出願について

1) 合理的配慮が必要な人の受験特別措置

- (1) 合理的配慮が必要な人が特別の受験措置を希望する場合は、本人または代理人からの事前相談および申請に基づき、入学試験上の公平性、公正性、厳正性が担保されることを条件として、障害の種類・程度に応じて、受験に際して特別の措置を行うことがあります。
- (2) 受験特別措置を希望する人は、本学入試係への事前相談が必要です。本学所定の受験特別措置申請書を入試係窓口で受け取り（郵送での送付可）、事前相談後、必要事項を記入のうえ提出してください。
- (3) 受験特別措置について質問がある場合は、入試係までお問い合わせください。

2) 受験特別措置申請書提出期限

原則として、出願開始日の30日前（期限後については入試係までお問い合わせください）。

3) 協議方法

受験特別措置申請書に基づいて、本学において当該志願者又は保護者もしくはその立場を代弁しうる出身学校関係者等との面談を行うことがあります。